

平田村指定介護予防支援事業所運営規程

制定 平成26年4月1日

改正 令和6年5月23日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平田村社会福祉協議会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保険医療及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 事業の運営にあたっては、市町村、保健、医療、福祉サービス機関、指定居宅介護支援事業所、介護保健施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた、地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平田村地域包括支援センター
- (2) 所在地 福島県石川郡平田村大字永田字戸花 150 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 保健師等 1 名以上（保健師等とは、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等をいう。）

保健師等は、指定介護予防の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用契約)

第6条 事業所が介護予防支援事業を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(事業の提供方法及び内容)

第7条 事業の提供方法と内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者及びその家族に対し運営規程の概要及び重要事項を記入した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。
- (2) 事業の提供の開始に際し、介護予防サービス計画が第2条の運営方針及び利用者の希望に基づいて作成されるものであること等の説明を行い、理解を得るものとする。
- (3) 担当者は、介護予防サービスの計画作成にあたり、利用者の有する能力、置かれている環境、生活機能低下の背景・原因等の課題分析を行い、支援ニーズを特定するため利用者の居宅を訪問し利用者及び家族と面接するものとする。
- (4) 担当者は、利用者及びその家族と面接しながら、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出し、サービス利用後の生活がイメージできるよう、日常生活における目標を明確にし、具体策を盛り込んだ介護予防サービス計画を作成する。
- (5) 担当者は、介護予防サービス計画の内容について共通認識を得るため、サービス担当者会議を実施する。
- (6) 担当者は、作成した介護予防サービス計画、セルフケアも含めたサービスの種類、内容、費用等について、利用者及びその家族から同意を得るものとする。
- (7) 担当者は、介護予防サービス計画の変更、関係機関との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、平田村一円とする。

(利用料その他の費用額)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 通常の実施地域の利用者は交通費の自己負担はないが、実施地域を超えて行う利用者の交通費は下記のとおりとする。

- (1) 平田村境界から、片道1km 25円

(事業の委託)

第 10 条 事業者は、事業を行うにあたって、介護予防サービス計画書の作成・変更・経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(苦情対応)

第 11 条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告し適切な指示を受けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。

(5) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業者は、職員の資質向上を図るため必要な研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業者は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、平田村、社会福祉法人平田

村社会福祉協議会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。